

事務連絡
令和8年7月7日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）

指定障害児入所施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所

管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

令和8年度障害児支援分野のICT導入支援事業及び児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業の募集について

本県の障害福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、例年、国庫補助を活用し、福祉従事者の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、標記補助事業を実施しています。

令和8年度事業につきまして国から正式に本事業の実施が示されたため、補助の活用を希望する施設、事業者等におかれましては、期日までに次のとおり御回答いただきますようお願いいたします。

- 事業内容 別紙のとおり
- 回答期日 令和8年7月28日（火）17時必着

※ 本事業への応募を希望する事業所で、期限までの提出が難しい場合は早めにご相談ください。

問合せ先
福祉施設グループ 増渕、山田
電話 045-210-1111（内線5082）
メールアドレス shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

1 各事業の詳細

■ 障害児支援分野のICT導入支援事業について

(1) 事業内容

障害児支援分野におけるICT活用により障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図るため、障害児支援事業者等がICTを導入する際の経費を補助します。

(2) 対象施設

障害児入所施設、障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）、障害児相談支援事業所

(3) 補助対象の例

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

※ 業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象。たとえば、障害児支援等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したもの。

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

- ① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
- ② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

ウ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※ ウ、エについては、ア、イの導入に必要なものに限り対象。

※ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

(4) 補助割合

国1/2 県1/4 事業者負担1/4

(5) 補助基準額の上限

1事業所あたり100万円を上限とします。

■ 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業について

(1) 対象施設

児童発達支援センター等

※ 地域の実情により、児童発達支援センターを設置していない場合であって、児童発達支援事業所等の関係機関が連携することにより、障害児支援の中核機能を整備している場合を含む。

(2) 補助対象の例

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ウ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※ アについては、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接（個人・グループを問わず）を行うためのハードウェアが対象である。

※ イについては、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品であること。

※ ウ、エについては、ア、イの導入に必要なものに限り対象。

※ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

(3) 補助割合

国 1/2 県 1/4 事業者負担 1/4

(4) 補助基準額の上限

1事業所あたり80万円を上限とする。

2 令和8年度事業の応募について

(1) 回答期日

令和8年7月28日（火）17時必着

※書類に不備がある場合、応募を受け付けられない場合があります。

(2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

<提出資料>

○ 障害児支援分野のICT導入支援事業

・02_R8_ICT（児童）回答様式（別紙4・5）<事業所名>（Excel）

○ 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

・03_R8_ICT（オンライン）回答様式（別紙6・7）<事業所名>（Excel）

○ 共通

- ・ 製品のカタログ（PDF）
- ・ 見積書（PDF）

※ **ウェブサイトのスクリーンショットは認められません。**

→ 2者以上の業者から徴し、全ての見積書を提出すること。また、原則として、最低価格を提示した業者を選定し、その価格を回答様式に記載すること。

<提出先> shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

※ メールの題名は「R8 ICT児童_〇〇（施設・事業所名）」とし、**網掛け部分は応募内容や施設名を入力してください。**

※ 本調査に回答があったものについて、県が国へ申請しますが、国の予算状況等により不採択となる場合もあるため、回答により補助金の交付が確定するものではないことに御留意ください。

(3) その他要件等

ア 事務体制等について

○ 応募締切日までに複数の書類提出が必要になるほか、交付申請や実績報告なども必要になります。その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。

イ 補助事業の期間について

○ 県の交付決定後から、事業着手（契約等）が可能です。

※ **交付決定前に事業着手することは認められません。**交付決定前にICT機器等を購入した場合や、機器の導入に係る契約を行った場合には、全て補助対象外となりますのでご注意ください。

- 補助事業の完了（機器等の導入完了）は原則として令和8年度中とします。
- 詳細な導入スケジュールについては応募の段階で個別に相談させていただく場合があります。

※ **県からの交付決定の時期は、国の動向により応募後数か月後となる場合があります。**

ウ 導入効果等の公表について

- 「障害児支援分野のICT導入支援事業」によりICT機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、県においても公表情報について、県HPに掲載します。
- 「児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業」によりオン

ライン環境を整備した児童発達支援センター等は、実際の活用方法等について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに県に報告していただきます。

エ 国における優先採択の基準

- 「障害児支援分野のICT導入支援事業」について、国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。（県では、その他の視点を踏まえた上で、県としての優先順位を決定します）
 - ① 生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た事業所
 - ② 応募時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定している事業所

オ 補助対象外とする事業所等について

- 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法第48条第1項及び児童福祉法第21条の5の22第1項に基づく監査を受け、障害者総合支援法第49条第1項及び第2項並びに児童福祉法21条の5の23第1項に基づく勧告又は、障害者総合支援法第50条第1項及び児童福祉法21条の5の24第1項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから5年間は募集の対象外となります。
- 同一法人が運営する既存事業所について、県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており、交付申請の時点で改善措置が完了していない場合は、対象外となります。
- 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金（「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」等）により補助を受けて同種のICT機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象となりません。

カ 研修の受講

- 県の実施するICT機器等の導入に係る研修を必ず受講していただきます。（研修の受講が補助要件となります。）

4 今後のスケジュール（想定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9. 1月	2月	3月
令和 8 年度	募集	→ 6月下旬～7月下旬 募集（県→事業所）								
	交付申請		→ 8月中旬～9月上旬 県への交付申請（事業所→県）							
	交付決定			→ 9月中旬～下旬 県交付決定・機器導入開始（県→事業所）						
	機器導入 ～実績報告	→ 交付決定後～2月まで 機器導入（事業所）		→ 順次【導入後20日以内】実績報告（事業所→県）						

※ 上記スケジュールは、令和7年度実施事業を参考にした想定スケジュールです。

（参考）補助制度の流れ

